

部活動に係る活動方針

千葉県立千葉高等学校

1 策定の趣旨

本校では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）」、及び「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（平成30年6月改訂 千葉県教育庁）」、「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン（平成31年3月 千葉県教育庁）」を踏まえ、本校の生徒の今後の望ましい部活動環境を構築するという観点から、部活動が学校内外、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを願い、「部活動に係る活動方針」を策定する。

2 本校の教育目標と重点目標

【教育目標】

- (1) 民主的な国家社会の有為な形成者として必要な資質を得るため、社会に対する広く深い理解と健全な批判力及び一般的教養を養成する。
- (2) 自主的精神に富み、かつ自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する円満にして豊かな個性を確立する。
- (3) 平和と人類の福祉に寄与し、真理と正義を愛して勤労と責任を重んずる実践力並びに健康な身体を育成する。

【重点目標】

- (1) 学校経営
校内組織をより活性化するとともに、教育環境の活用を効果的に行い、機能性や創意工夫に富む学校経営にあたる。
- (2) 学習指導
生徒の主体的な学習態度を育み、基礎学力の定着を図りつつ内容濃く水準の高い授業を展開する。
- (3) 生徒指導
自主自律の精神を育成し、他者へ配慮する心と態度を身に付けさせるとともに、生徒理解に努め、組織的な対応ができる生徒指導体制を構築する。
- (4) キャリア教育
生徒が社会において自己の能力を活かせるよう、自己の在り方生き方を考える態度を育成するとともに、ガイダンスや相談活動等を充実させ、個に応じた進路指導を効果的に進める。

3 学校教育の一環としての部活動の教育的意義と適切な運営

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。このため、学校全体の教育活動として、全教職員共通理解の下、部活動の運営を図るものとする。

4 本校における部活動運営の基本方針

(1) 指導の在り方

①合理的・効率的な指導

顧問は、積極的に合理的指導方法や科学的トレーニング等について情報を収集し、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。

②事故防止への取り組み

- ・顧問は部活指導中における事故の未然防止のため、日頃から、施設・設備等の安全点検を実施する。
- ・顧問は、心肺蘇生法・AED使用等の研修を受け、実践できるようにする。
- ・顧問は、部活動中にけがや事故が発生した場合には、本校策定の危機管理マニュアルに従い、迅速な対応をする。
- ・夏季・高温時等の熱中症事故防止対策を常に意識し、万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送、保護者への連絡等、迅速かつ適切な対応をする。

③体罰・いじめの根絶

生徒及び顧問は、部活動内において、生徒はお互いの人権を尊重する観点からいじめや暴力を、また顧問は人権尊重に加えて教育者の観点から体罰やセクシャルハラスメントや各種ハラスメントを、それぞれ「しない、させない、許さない」ことを徹底する。

(2) 適切な活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は原則3時間程度を目安とし、各競技・活動等の特性を踏まえ、長時間にならないよう配慮する。

- ・学期中の休養日は、原則として、平日に1日以上、週休日に1日以上の、少なくとも週当たり2日程度の休養日を設けることとする。但し、大会や発表会等その準備期間のため休養日が十分確保できない場合は、大会・発表会終了後や長期休業中に振り替えるなどして、休養日を確保する。
- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

(3) 活動計画等の提出

部活顧問は活動目標を定め、「年間活動計画」「毎月の活動実績報告」を作成し、校長に提出する。また、保護者にも活動方針、活動計画を示し、理解を得るようにする。

(4) その他

① 公表

学校ホームページへの掲載などを通じて、地域社会へ大会結果や部の活動等を積極的に周知し、その普及に心がける。

② 会計報告

部の徴収金など会計取り扱いに係る事項については、ルールに則り適切に対応し、年度末など適切な時期に保護者に対して会計報告を行う。